

三重県業務委託共通仕様書

平成27年11月制定

平成28年11月一部改正

平成29年11月一部改正

平成30年11月一部改正

令和元年11月一部改正

三 重 県

第8条 監督員

- 1 発注者は、測量業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に決定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第9条 現場代理人等

- 1 受注者は、測量業務における現場代理人及び主任技術者を定め、発注者に現場代理人等選任(変更)通知書を提出するものとする。なお、現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができるとする。また、本通知書の提出をもって、契約書第10条第1項にいう通知があったものとみなす。
- 2 契約書第10条に定める管理技術者は、現場代理人等として読み替えるものとする。なお、契約書第10条第2項に定める管理技術者の権限は、現場代理人が有するものとする。
- 3 主任技術者は、「三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者であり、業務の履行に必要な知識と経験を有する技術者とし、日本語に堪能でなければならない。
- 4 現場代理人等は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 5 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- 6 現場代理人は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 7 現場代理人は、屋外における測量業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに測量業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- 8 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 9 主任技術者が県発注の業務委託において、兼務できる委託業務件数は測量・設計問わず5件までとする。

第10条 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
- 2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第11条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請負代金代理受領承諾願、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 契約時又は変更時において委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。なお、完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。

(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第12条 打合せ等

- 1 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、現場代理人と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（記録簿）に記録し相互確認しなければならない。
- 3 受注者は、支給品によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書等を監督員に提出しなければならない。
- 4 現場代理人は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第13条 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程表
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用する主な機器
 - (10) その他

※ 業務組織計画には、業務内容とその担当者名等を記入すること。

(2) 実施方針又は(10)その他には、第32条個人情報の取扱い、第33条安全等の確保及び第37条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

- 3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第14条 資料等の貸与及び返却

- 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

第15条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。
- 3 受注者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。また、規定第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

第16条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、測量業務等の実施中に発注者が地元協議を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、監督員の指示に基づいて、変更するものとする。
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第17条 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第26条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第27条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第28条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第29条 再委託

- 1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (1) 測量業務における総合的企画
 - (2) 業務遂行管理
- 2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。
- なお、協力者は、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者である場合、指名停止期間中であってはならない。

第2編 港湾・漁港編

第1条 適用

本編は、第1編共通編で定める事項に加えて、港湾、漁港、漁場の測量業務のみに追加で適用する項目を定めたものである。

なお、漁場の測量業務については、水産庁漁港漁場整備部が発行する「漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」に記載がある項目を優先する。

第2条 用語の定義

- 1 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 平成31年3月」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。
- 2 港湾局仕様書を準用する場合においては、港湾局仕様書第1編第1章1-2用語の定義のうち、第1編共通編第1章総則第2条で定義される用語と同一のものについては、第1編共通編第1章総則第2条の定義を適用する。
- 3 港湾局仕様書第1編第1章1-2用語の定義で定義される用語のうち、「調査職員」、「総括調査員」、「主任調査員」、「調査員」については、第1編共通編第1章総則第2条における「監督員」の定義を適用する。
- 4 港湾局仕様書における用語のうち、「国土交通省公共測量作業規程」については、「三重県公共測量作業規程」に置き換えて適用する。

第3条 測量業務

- 1 下記の（1）から（4）の測量業務については、第1編共通編第1章総則第4条の規定に関わらず、港湾局仕様書の該当項目を三重県公共測量作業規程より優先して適用し、港湾局仕様書に定めのない細部の項目について三重県公共測量作業規程を適用するものとする。

- | | |
|---------|---------------------------|
| （1）深浅測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第1節 深浅測量を適用） |
| （2）水路測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第2節 水路測量を適用） |
| （3）汀線測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第3節 汀線測量を適用） |
| （4）地形測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第4節 地形測量を適用） |

- 2 その他の測量及び上記の測量の細部で港湾局仕様書に定めのない事項については、三重県公共測量作業規程に基づくものとする。

第89条	庭園	2-32
第90条	墳墓	2-32
第91条	立竹木	2-33
第7章	営業その他の調査	2-34
第1節	調査	2-34
第92条	営業その他の調査	2-34
第93条	営業に関する調査	2-34
第94条	居住者等に関する調査	2-35
第95条	動産に関する調査	2-35
第2節	調査書の作成	2-35
第96条	調査書の作成	2-35
第3節	算定	2-36
第97条	補償額の算定	2-36
第8章	消費税等調査	2-37
第98条	消費税等に関する調査等	2-37
第99条	調査	2-37
第100条	補償の要否の判定等	2-37
第9章	予備調査	2-39
第1節	調査	2-39
第101条	予備調査	2-39
第102条	企業内容等の調査	2-39
第103条	敷地使用実態の調査	2-39
第104条	建物調査	2-40
第105条	機械設備等調査	2-40
第2節	調査書等の作成	2-40
第106条	企業概要書	2-40
第107条	配置図	2-40
第108条	建物、機械設備等の図面作成	2-41
第109条	移転計画案の作成	2-41
第3節	算定	2-41
第110条	補償概算額の算定	2-41
第10章	移転工法案の検討	2-42
第1節	調査	2-42
第111条	移転工法案の検討	2-42

第112条	企業の内容等の調査	2-42
第113条	敷地使用実態の調査	2-42
第2節	調査書等の作成	2-43
第114条	企業概要書	2-43
第114条の2	配置図	2-43
第115条	移転工法案の作成	2-43
第116条	補償額の比較	2-43
第11章	再算定業務	2-44
第117条	再算定業務	2-44
第118条	再算定の方法	2-44
第12章	補償説明	2-44
第119条	補償説明	2-44
第120条	概況ヒアリング	2-44
第121条	現地踏査等	2-44
第122条	説明資料の作成等	2-44
第123条	権利者に対する説明	2-45
第124条	記録簿の作成	2-45
第125条	説明後の措置	2-45
第13章	事業認定申請図書等の作成	2-45
第126条	事業認定申請図書等の作成	2-45
第127条	事業認定申請図書の作成	2-45
第128条	事業計画の説明	2-46
第129条	現地踏査	2-46
第130条	起業地の範囲の検討	2-46
第131条	事業認定申請図書の作成方法	2-46
第132条	事前相談用資料の作成方法	2-46
第133条	事前相談用資料の提出	2-46
第134条	本申請図書の作成	2-47
第135条	裁決申請図書の作成	2-47
第136条	現地踏査	2-47
第137条	裁決申請図書の作成方法	2-47
第138条	明渡裁決申立図書の作成	2-47
第139条	現地踏査	2-47
第140条	明渡裁決申立図書の作成方法	2-47

第14章 地盤変動影響調査等	2-48
第1節 調査	2-48
第141条 地盤変動影響調査	2-48
第142条 調査	2-48
第143条 費用負担の要否の検討	2-48
第2節 算定	2-48
第144条 費用負担額の算定	2-48
第3節 費用負担の説明	2-48
第145条 費用負担の説明	2-48
第146条 概況ヒヤリング等	2-49
第147条 説明資料の作成等	2-49
第148条 権利者に対する説明	2-49
第149条 記録簿の作成	2-49
第150条 説明後の措置	2-49
第15章 写真台帳の作成	2-49
第151条 写真台帳の作成	2-49
第16章 土地調書及び物件調書の作成等	2-50
第152条 土地調書等の作成	2-50
第17章 検 証	2-50
第153条 検 証	2-50
別記1 土地現地調査報告書作成要領	2-51
別記2 成果物一覧表	2-55
別表第1 用地実測図及び用地平面図表示記号	2-64
別表第2 建物平面図等表示記号	2-66
(参考) 用地測量業務フローチャート	2-103
様式一覧表	2-104
参考要領一覧表	2-106

5 契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。なお、完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。

(1) 受注者は、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。

なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(監督員の指示等)

第9条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち合わせたうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は、監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録簿(様式第7号)に記録し相互に確認するものとする。

(支給品等)

第10条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給品として使用する場合には、発注者から貸与又は交付支給を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の交付を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

3 支給品の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給品の引渡しは、支給品引渡通知書(様式第8号)により行うものとする。

4 受注者は、前項の支給品を受領したときは、支給品受領書(様式第9号)を監督員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に支給品を返納するとともに支給品精算書(様式第10号)及び支給品返納書(様式第11号)を監督員に提出するものとする。

(立入り及び立会い)

第11条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

第9章 予備調査

第1節 調査

(予備調査)

第101条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第102条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認められる事項

(敷地使用実態の調査)

第103条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量
 - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第六号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係

- 六 その他移転計画案の検討に必要なと認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第 104 条 予備調査に係る建物の調査は、前 2 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第 60 条から第 62 条に準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるように行うものとする。

(機械設備等調査)

第 105 条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第 102 条及び第 103 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第 86 条から第 88 条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるように行うものとする。

第 2 節 調査書等の作成

(企業概要書)

第 106 条 企業内容等の調査書は、第 102 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 36 号の 1）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第 107 条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第 103 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1 とする。

(建物、機械設備等の図面作成)

第 108 条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第 109 条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第 102 条から第 105 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第 1 (4) 第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
- 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図(縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1)
- 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第 36 号の 2)
- 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第 36 号の 3)

2 前項の検討にあたり、照応建物の推定再建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第 31 号の 1、第 31 号の 2)
- 二 面積比較表(様式第 31 号の 3)
- 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第 31 号の 4)

第 3 節 算 定

(補償概算額の算定)

第 110 条 前条で作成する移転計画案(2 又は 3 案)の補償概算額の算定は、第 106 条から第 109 条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第 10 章 移転工法案の検討

第 1 節 調 査

(移転工法案の検討)

第 111 条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第 6 章建物等の調査及び第 7 章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第 30 条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

(企業の内容等の調査)

第 112 条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 106 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認められる事項

(敷地使用実態の調査)

第 113 条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 103 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量
 - (4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係
 - (1) 前条第六号の製品等の製品（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
 - (2) 第 102 条第六号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
 - (3) 第 93 条第二号（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第114条 企業内容等の調査書は、第112条の調査結果を基に企業概要書(様式第36号の1)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第114条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第113条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置(又は配置)
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

(移転工法案の作成)

第115条 大規模工場等の移転工法案は、第58条から第66条まで、第68条、第112条及び第113条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で、2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1(4)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製品(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
- 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
- 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第36号の2)
- 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第36号の3)

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第31号の1、第31号の2)
- 二 面積比較表(様式第31号の3)
- 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第31号の4)

(補償額の比較)

第116条 前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第15第1項(4)第四号に定める補償額の比較を行うものとする。

2 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

第11章 再算定業務

(再算定業務)

第117条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する(再調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(再算定の方法)

第118条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準細則又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督員の指示による。

第12章 補償説明

(補償説明)

第119条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第120条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

(現地踏査等)

第121条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

- 2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第122条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第 123 条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2 名以上の者を一組として権利者と面接すること
 - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 124 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 37 号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 125 条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

第 13 章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第 126 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第 127 条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下この章において「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

- 一 相談用資料作成
起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの
- 二 申請図書作成
起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

(事業計画の説明)

第 128 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第 129 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第 130 条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第 131 条 事業認定申請図書は、法第 18 条及び法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下「規則」という。）第 2 条並びに第 3 条に定めるところに従うほか、国土交通省中部地方整備局の定める用地調査等業務共通仕様書 別記 5 事業認定申請図書作成要領により作成するものとする。

(相談用資料の作成方法)

第 132 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

- 一 事業認定申請書（案）
- 二 事業計画書
- 三 関連事業に関する協議書（案）
- 四 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書（案）
- 五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- 六 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- 七 その他必要な書面等

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第 133 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第 131 条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- 一 起業地表示図
- 二 法第 4 条地表示図
- 三 関連事業表示図
- 四 法第 4 条地管理者意見照会添付図
- 五 起業地計画図等
- 六 法令制限地表示図
- 七 許認可等土地表示図

- 八 参考資料として必要な図面
- 九 その他必要と認められる図面

(申請図書の作成)

第 134 条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第 135 条 裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 136 条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(裁決申請図書の作成方法)

第 137 条 裁決申請図書の作成は、法第 40 条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 裁決申請書(案)
- 二 事業計画書
- 三 法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類
- 四 規則第 17 条第 2 号イに定める書面
- 五 規則第 17 条第 3 号に定める書面
- 六 法第 36 条に定める土地調書(案)
- 七 起業地の位置を表示する図面
- 八 起業地及び事業計画を表示する図面
- 九 土地調書に添付する実測平面図
- 十 その他必要と認められる書面及び図面

(明渡裁決申立図書の作成)

第 138 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 139 条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立に係る現地の踏査を行うものとする。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第 140 条 明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 明渡裁決申立書(案)
- 二 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類
- 三 規則第 17 条の 6 第 1 号に定める書面
- 四 規則第 17 条の 6 第 2 号に定める書面
- 五 法第 36 条に定める土地調書(案)

- 六 物件調書に添付する図面
- 七 その他必要と認められる書面及び図面

第14章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

(地盤変動影響調査)

第141条 地盤変動影響調査とは、地盤変動事務処理要領に基づき、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

(調査)

第142条 地盤変動影響調査は中部用対の定める地盤変動影響調査算定要領（以下「地盤変動影響調査算定要領」という。）により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。

(費用負担の要否の検討)

第143条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が三重県の公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部または一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに監督員に報告するものとする。

第2節 算定

(費用負担額の算定)

第144条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

第3節 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第145条 費用負担の説明とは、三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第 146 条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第 147 条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第 148 条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2 名以上の者を一組として権利者と面接すること。
 - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 149 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 37 号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 150 条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

第 15 章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第 151 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。

- 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - 三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。
 - 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - 五 第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。
 - 六 第14章に定める調査等と合わせて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
 - 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

第16章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第152条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書(様式第38号)及び物件調書(様式第39号)を作成するものとする。

第17章 検証

(検証)

第153条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が、受注に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。)を行わなければならない。この場合において、成果物の検証を行った者は、第17条に定める成果物のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

第109条 照査の実施

- 1 受注者は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。
- 2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又は業務の履行に必要な知識（同等の能力）と経験を有する技術者（技術管理者）あるいはRCCMの資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。なお、設計図書で定めのある場合はこの限りではない。
 - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
 - (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。
- 3 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第110条 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
- 2 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第111条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式より、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請負代金代理受領承諾願、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 契約時又は変更時において委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。なお、完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。
 - (1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

4 受注者は、地質調査資料整理要領（案）に基づき下記の成果を作成し、監督員の確認を受けた後に（公財）三重県建設技術センターへ電子媒体により提出するものとする。

- (1) ボーリング及び標準貫入試験のデータ
- (2) 土質試験データ
- (3) 孔内原位置試験データ

第112条 打合せ等

- 1 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、現場代理人と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 現場代理人は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

第113条 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程表
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時を含む）
 - (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
 - (10) 仮設備計画
 - (11) その他

※ 業務組織計画には、業務内容とその担当者名等を記入すること。

(2) 実施方針又は(11)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第137条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第114条 資料等の貸与及び返却

- 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

第115条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第116条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

とする。

4 測線設定

測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。

5 観測

起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。

6 解析

観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。

7 照査

計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。

8 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。

第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

第803条 目的

電気探査（比抵抗二次元探査）は、地中に電流を流して地中に生じる電位差を測定してその比抵抗値を求め、風化岩と基盤岩の分布形態、砂礫などの堆積層と基盤岩の構造など、地層の分布構造を把握することを目的とする。

第804条 業務内容

1 計画準備

第802条第1項に準じるものとする。

2 現地踏査

測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

3 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置 選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。

4 測線設定

測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。

5 観測

電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。

6 解析

(1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。

(2) 観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。

(3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。

第 1110 条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請負代金代理受領承諾願、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 契約時又は変更時において委託料が 100 万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。なお、完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。

(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS 登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第 1113 条 資料の貸与及び返却

- 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
- 2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

第 1114 条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第 1115 条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第 12 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 1116 条 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。

- 3 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりとまとめることとする。
- 4 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
- 5 受注者は、成果物の作成に当たって、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。

第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

- 1) 計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」、「土地改良工事数量算出要領（案）」、「森林整備事業設計積算要領」により行うものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、概算工事費を算定する場合には、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

- 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法
(ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他

- 2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりとまとめることとする。

主要技術基準及び参考図書

R1.11現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
[1] 共通			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準 [2009改訂版]	土木学会	H21. 2
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11. 11
4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針 平成21年改訂版	全日本建設技術協会	H22. 4
6	土木工事安全施工技術指針の解説 平成13年改訂版	全日本建設技術協会	H13. 12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3
9	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械化協会	H18. 2
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械化協会	H12. 3
11	土木工事共通仕様書	国土交通省	H31. 3
12	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25. 3
13	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21. 11
14	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28. 10
15	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	H28. 3
16	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29. 4
17	公共測量 作業規程の準則 解説と運用(地形測量及び写真測量編) (基準点測量編、応用測量編)	日本測量協会	H28. 3
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	H28. 3
19	農林水産省農村振興局測量作業規程	農林水産省農村振興局	H28. 5
20	三重県CALS電子納品運用マニュアル	三重県	R 1. 7
21	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19. 11
22	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5
23	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26. 5
24	電子納品運用ガイドライン 【業務編】	国土交通省	H28. 3
25	電子納品運用ガイドライン 【測量編】	国土交通省	H28. 3
26	電子納品運用ガイドライン 【地質・土質調査編】	国土交通省	H30. 3
27	2017年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30. 3
28	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27. 10
29	2013年制定コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25. 10
30	2013年制定コンクリート標準示方書【土木学会規準編および関連規準】 【JIS規格集】	土木学会	H25. 11
31	2018年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30. 10
32	2017年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30. 3
33	2012年制定コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25. 3
34	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28. 3
35	CAD製図基準	国土交通省	H29. 3
36	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29. 3
37	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H28. 3
38	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27. 6
39	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H 3. 4
40	2016年制定トンネル標準示方書【共通編】・同解説/ 【山岳工法編】・同解説	土木学会	H28. 8

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
41	2016年制定トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／ 〔シールド工法編〕・同解説	土 木 学 会	H28. 8
42	2016年制定トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／ 〔開削工法編〕・同解説	土 木 学 会	H28. 8
43	地中送電線用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日 本 ト ン ネ ル 技 術 協 会	S57. 3
44	地中構造物の建設に伴う近接施工指針（改訂版）	日 本 ト ン ネ ル 技 術 協 会	H11. 2
45	日本下水道協会規格（JSWAS）シールド工用標準 セグメント（A-3, 4）	日 本 下 水 道 協 会	H13. 7
46	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日 本 建 設 機 械 化 協 会	H16.12
47	軟岩評価一調査・設計・施工への適用	土 木 学 会	H 4.11
48	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	地 盤 工 学 会	H24. 5
49	グラウンドアンカー施工のための手引書	日 本 ア ン カ ー 協 会	H15. 5
50	ジェットグラウト工法技術資料	日 本 ジ ェ ッ ト グ ラ ウ ト 協 会	H23. 9
51	ジェットグラウト工法（積算資料）	日 本 ジ ェ ッ ト グ ラ ウ ト 協 会	H23. 9
52	大深度土留め設計・施工指針（案）	先 端 建 設 技 術 セ ン タ ー	H 6.10
53	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガトライ	建 設 省 土 木 研 究 所	H 4. 3
54	薬液注入工法の設計施工指針	日 本 グ ラ ウ ト 協 会	平成元.6
55	薬液注入工法設計資料	日 本 グ ラ ウ ト 協 会	毎年発行
56	薬液注入工積算資料	日 本 グ ラ ウ ト 協 会	毎年発行
57	近接基礎設計施工要領（案）	建 設 省 土 木 研 究 所	S58. 6
58	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日 本 火 災 報 知 器 工 業 会	H19. 7
59	高圧受電設備規程	日 本 電 気 協 会	H26. 5
60	防災設備に関する指針 電源と配線及び非常用の照明装置 2004年版	日 本 電 設 工 業 協 会	H16. 9
61	昇降機設計・施工上の指導指針	日 本 建 設 設 備 ・ 昇 降 機 セ ン タ ー	H 3
62	日本建設機械要覧 2016年版	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会	H28. 3
63	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック（第3版）	日 本 建 設 機 械 化 協 会	H13. 2
64	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土 木 研 究 セ ン タ ー	H25.11
65	〔新訂〕建設副産物適正処理推進要綱の解説	建 設 副 産 物 リ サ イ ク ル 広 報 推 進 会 議	H14.11
66	災害復旧工事の設計要領	全 国 防 災 協 会	毎年発行
67	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国 土 地 理 院	H20. 3
68	基盤地図情報原形データベース地理空間データ製品仕様書(案) 【数値地形図編】第2.3版	国 土 地 理 院	H26. 4
69	地すべり観測便覧	斜 面 防 災 対 策 技 術 協 会	H24. 5
70	地すべり対策技術設計実施要領（平成19年度版）	斜 面 防 災 対 策 技 術 協 会	H19.11
71	「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイワシ、クマカ、材カー」	環 境 省	H24.12
72	環境省大気常時監視マニュアル第6版	環 水 ・ 大 気 環 境 省 局	H22. 3
73	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル I. 基本評価編	環 境 省 庁	H11. 6
74	騒音に係わる環境基準の評価マニュアル II. 地域評価編 （道路に関する地域）	環 境 省 庁	H12. 4
75	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver. 4. 0. 1	環 水 ・ 大 気 環 境 省 局	H29. 3
76	改訂解説・工作物設置許可基準	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H10.11
77	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国 土 地 理 院	H26. 4
78	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国 土 地 理 院	H28. 4
79	製品仕様書等サンプル 水準測量	国 土 地 理 院	H28. 4

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月
80	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国 土 地 理 院	H26. 4
81	製品仕様書等サンプル 撮影 (標定点の設置、撮影、同時調整)	国 土 地 理 院	H26. 4
82	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国 土 地 理 院	H26. 4
83	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国 土 地 理 院	H26. 4
84	製品仕様書等サンプル 応用測量	国 土 地 理 院	H26. 4
85	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国 土 地 理 院	H29.11
86	土木工事数量算出要領 (案)	国 土 交 通 省	H31. 3
87	土木工事数量算出要領 数量集計表様式 (案)	国 土 交 通 省	H31. 3
88	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル (案)	国 土 地 理 院	H24. 5
89	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国 土 地 理 院	H27. 7
90	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国 土 地 理 院	H27. 7
91	マルチ GNSS 測量マニュアル (案) 近代化 GPS、Galileo 等の活用	国 土 地 理 院	H27. 7
92	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国 土 地 理 院	H25. 6
93	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省	H20. 4
94	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針 (案)	国 土 交 通 省	H21. 4
95	公共事業における色彩検討の手引き	中部地方整備局景観アドバイザー会議	H21. 3
96	三重県景観計画	三 重 県 県 土 整 備 部	H19.12
97	三重県景観計画解説書	三 重 県 県 土 整 備 部	H19.12
98	三重県景観色彩ガイドライン	三 重 県 県 土 整 備 部	H20. 4
99	三重県公共事業等景観形成ガイドライン(案)	三 重 県 県 土 整 備 部	H23. 3
100	熊野川流域景観計画	三 重 県 県 土 整 備 部	H27. 1
101	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚 生 労 働 省	H27. 6
102	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領 (案)	国 土 交 通 省	H28. 3
103	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28. 7
104	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29. 3
105	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29. 3
106	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	H22. 3
107	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル (改定版)	土木研究所 (編集) 地盤汚染対応技術検討委員会	H24. 4
108	建設工事で遭遇する ダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所 (編集)	H17.12
109	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所 (監修) 土木研究センター (編集)	H21.10
110	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6
111	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6
112	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31. 1
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	改訂河川計画業務ガイドライン	日 本 河 川 協 会	H 2. 4
2	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国 土 交 通 省	H30. 3
3	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国 土 交 通 省	H16. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
4	建設省河川砂防技術基準(案) 設計編(I・II)	建設省	H 9.10
5	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	H27. 3
6	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
7	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21. 4
8	増補改訂(一部修正版) 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9
9	流域貯留施設等技術指針(案) ー増補改訂版ー	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4
10	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
11	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26. 3
12	揚排水ポンプ設備技術基準(案) 同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27. 2
13	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12
14	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
15	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44. 1
16	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
17	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
18	河川関係法令例規集(加除式)	第 1 法規	—
19	護岸の力学的設計法 改訂	国土技術研究センター	H19.11
20	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5.6
21	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5.10
22	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
23	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
24	土木構造物設計マニュアル(案) ー樋門編ー	全日本建設技術協会	H14. 1
25	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
26	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
27	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17. 4
28	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28. 1
29	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H 3. 8
30	自然に配慮した川づくりの手引き(案)	三重県	H15.10
31	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
32	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
33	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8
34	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26. 3
35	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13. 8
36	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16. 3
37	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6
38	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18. 3
39	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19. 9
40	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22. 5
41	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27. 7
42	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26. 1
43	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23.10
44	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28. 4
45	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17. 6
46	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28. 3
47	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
48	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2.00	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24.10
49	津波の河川遡上解析の手引き (案)	国土技術研究センター	H19.5
50	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver3.1)	農林水産省農村振興局、農林水産省水産庁、国土交通省河川局、国土交通省港湾局	H28.4
51	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11
52	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18.1
53	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全 国 海 岸 協 会	H16.6
54	海岸便覧	全 国 海 岸 協 会	H14.3
55	海岸保全計画の手引き	全 国 海 岸 協 会	H 6.3
56	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全 国 海 岸 協 会	H18.1
57	人工リーフの設計の手引き	全 国 海 岸 協 会	H16.3
58	海岸施設設計便覧2000年版	土 木 学 会	H12.1
59	自然共生型海岸づくりの進め方	全 国 海 岸 協 会	H15.3
60	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H16.6
61	海岸における水防警報の手引き (案)	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22.3
62	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21.6
63	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	H26.3
64	海岸施設設計便覧 (2000年版)	土 木 学 会	H12.11
65	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H 7.4
66	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日 本 港 湾 協 会	H3.3
67	海岸保全施設構造例集	全 国 海 岸 協 会	S57.3
68	ビーチ計画・設計マニュアル (改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10
69	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日 本 港 湾 協 会	H30.5
70	数字で見る港湾 2018	日 本 港 湾 協 会	H30.7
71	(削除)		
72	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H 3.3
73	ジャケット式鋼製護岸設計指針 (案)	日 本 港 湾 協 会	S52.3
74	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全 国 漁 港 協 会	H 4.11
75	漁港海岸事業設計の手引	全 国 漁 港 漁 場 協 会	H25.11
76	漁港・漁場の施設の設計参考図書2015年版	全 国 漁 港 漁 場 協 会	H28.3
77	砂防技術指針 (案)	三重県県土整備部	H29.4
78	砂防関係法令例規集	全 国 治 水 砂 防 協 会	H28.11
79	砂防指定地実務ハンドブック	全 国 治 水 砂 防 協 会	H13.2
80	溪流環境整備計画策定マニュアル (案)	建設省河川局砂防部	H 6.9
81	砂防における自然環境調査マニュアル (案)	建設省河川局砂防部	H 3.1
82	改訂版 砂防設計公式集 (マニュアル)	全 国 治 水 砂 防 協 会	S59.10
83	鋼製砂防構造物設計便覧 (平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21.9

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
84	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2
85	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編) 解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4
86	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4
87	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24. 3
88	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H26. 6
89	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12
90	新・斜面崩壊防止の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H19. 9
91	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5
92	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20. 1
93	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24. 3
94	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24. 3
95	砂防関係施設点検要領 (案)	国土交通省砂防部保全課	H26. 9
96	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28. 3
97	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24. 3
98	土砂災害防止に関する基礎調査の手引き・運用マニュアル	三重県県土整備部	H26. 4
99	土砂災害防止法に使用する数値地図ガイドライン(案)	砂防フロンティア整備推進機構	H27. 6
100	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成 ・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局 砂防部、気象庁予報部	H27. 2
101	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による 土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予 報部、国土交通省国土技術政策総合 研究所	H17. 6
102	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説 (案)	国土交通省河川局砂防部砂防計画 課、国土交通省国土技術政策総合研 究所、危機管理技術研究センター	H17. 7
103	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27. 4
104	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19. 4
105	火山噴火に起因する土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25. 3
106	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン (案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22. 2
107	山地河道における流砂水文観測の手引き (案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24. 4
108	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25. 1
109	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル (案)	土木研究所	H24. 6
110	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21. 1
111	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12
112	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11
113	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17. 7
114	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H 8. 2
115	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H 4. 4
116	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26. 9
117	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
118	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12
119	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28. 3
120	ダム・堰施設技術基準 (案)	国土交通省	H28. 3
121	ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28.10
122	水門・樋門ゲート設計要領 (案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
123	鋼製起伏ゲート設計要領 (案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10
124	ゲート用開閉装置 (機械式) 設計要領 (案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 8
125	ゲート用開閉装置 (油圧式) 設計要領 (案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 6

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
126	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案)	国 土 交 通 省	H27. 3
127	(第2次改訂) ダム設計基準	日 本 大 ダ ム 会 議	S53. 8
128	ダム基礎地質調査基準	日 本 大 ダ ム 会 議	S51. 3
129	ダム構造物管理基準 改訂	日 本 大 ダ ム 会 議	S61.11
130	平成 28 年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局 河 川 環 境 課	H28. 1
131	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局 河 川 環 境 課	H27. 3
132	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	H15. 7
133	ダム事業の手引き (平成元年度版)	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H元. 4
134	フィルダムの耐震設計指針 (案)	国土開発技術研究センター	H 3. 6
135	多目的ダムの建設	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H17. 6
136	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H22. 7
137	ルジオンテスト技術指針・同解説	国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H18. 7
138	ダムの地質調査	土 木 学 会	S62. 6
139	ダムの岩盤掘削	土 木 学 会	H 4. 4
140	原位置岩盤試験法の指針ー平板載荷試験法ー ーせん断試験法ー ー孔内載荷試験法ー	土 木 学 会	H12.12
141	軟岩の調査・試験の指針 (案) ～1991年版～	土 木 学 会	H 3.11
142	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル (案)	建 設 省 河 川 局	H26
143	試験湛水実施要領 (案)	国 土 交 通 省	H11.10
144	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H24.6
145	改訂版 巡航RCD工法施工技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H24.2
146	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針 (案)	国 土 交 通 省	H21.7
147	水門鉄管技術基準 ・ 第5回改訂版 (水門扉編) -付解説- ・ 第5回改訂版 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・ 接合編) -付解説- ・ FRP (M) 水圧管編	電 力 土 木 技 術 協 会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
148	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き (平成23年改訂版)	電 力 土 木 技 術 協 会	H23. 3
149	農地防災事業便覧 平成10年度版	農 地 防 災 事 業 研 究 会	H11. 1
150	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H11. 4
151	河川堤防設計指針	国 土 交 通 省 河 川 局	H19. 3
152	河川堤防構造検討の手引き	(財) 国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー	H24. 2
153	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25. 6
154	水文観測業務規程	国 土 交 通 省	H29. 3
155	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土保全局	H29. 3
156	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3
157	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3
158	水文観測	全 日 本 建 設 技 術 協 会	H14
159	絵でみる水文観測	中 部 建 設 協 会	H13. 9
160	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)	土 木 研 究 所	H28. 6
161	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒 地 土 木 研 究 所	H24. 3
162	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 治 水 課	H28. 3
163	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財) リバーフロント整備センター	H12. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔3〕 道路関係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	道路環境影響評価要覧(1992年版)	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H27.6
4	第7次改訂 道路技術基準通達集－基準の変遷と通達	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程－運用と解説－	日本林道協会	H23.8
6	全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス) 一般交通量調査実施要領 交通調査編	国土交通省	-
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
9	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
10	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6
11	交通工学ハンドブック2014	交通工学研究会	H25.12
12	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
13	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
14	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2
15	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010
16	改訂 平面交差の計画と設計・基礎編 第3版	交通工学研究会	H19.7
17	平面交差の計画と設計-応用編- 2007	交通工学研究会	H19.10
18	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1
19	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
20	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29.6
21	道路環境影響評価の技術手法(平成24年年度版)	国土技術政策総合研究所、 土木研究所	H25.3
22	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
23	道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21.6
24	道路土工－盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22.4
25	道路土工－軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24.8
26	道路土工－仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3
27	道路土工－擁壁工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24.7
28	道路土工－カルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H22.3
29	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版	土木研究センター	H26.8
30	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第4回改訂版	土木研究センター	H26.8
31	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H25.12
32	アデムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.9
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル (鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23.3
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年 改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11.3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年 改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3
37	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24.3
38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10
39	道路橋示方書・同解説(I 共通編)	日本道路協会	H29.11
40	道路橋示方書・同解説(II 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会	H29.11

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
41	道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	日 本 道 路 協 会	H29. 11
42	道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	日 本 道 路 協 会	H29. 11
43	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	日 本 道 路 協 会	H29. 11
44	鋼道路橋の疲労設計指針	日 本 道 路 協 会	H14. 3
45	鋼道路橋設計便覧	日 本 道 路 協 会	S55. 8
46	鋼道路橋施工便覧（改訂版）	日 本 道 路 協 会	H27. 4
47	道路橋耐風設計便覧	日 本 道 路 協 会	H20. 1
48	杭基礎設計便覧（平成26年度改訂版）	日 本 道 路 協 会	H27. 3
49	杭基礎施工便覧（平成26年度改訂版）	日 本 道 路 協 会	H27. 3
50	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日 本 道 路 協 会	H 9. 12
51	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日 本 道 路 協 会	H24. 4
52	立体横断施設技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S54. 1
53	コンクリート道路橋設計便覧	日 本 道 路 協 会	H 6. 2
54	コンクリート道路橋施工便覧	日 本 道 路 協 会	H10. 1
55	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日 本 道 路 協 会	H 4. 10
56	道路橋支承標準設計（ゴム支承・ころがり支承編）	日 本 道 路 協 会	H 5. 4
57	道路橋支承標準設計（すべり支承編）	日 本 道 路 協 会	H 5. 5
58	道路橋伸縮装置便覧	日 本 道 路 協 会	S45. 4
59	道路橋支承便覧	日 本 道 路 協 会	H30. 12
60	鋼道路橋防食便覧	日 本 道 路 協 会	H26. 3
61	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 -塗膜劣化程度標準写真帳-	日 本 道 路 協 会	H 2. 6
62	鋼橋の疲労	日 本 道 路 協 会	H 9. 5
63	道路橋補修便覧	日 本 道 路 協 会	S54. 2
64	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日 本 道 路 協 会	H 3. 7
65	小規模吊橋指針・同解説	日 本 道 路 協 会	S59. 4
66	道路橋の塩害対策指針（案）・同解説	日 本 道 路 協 会	S59. 2
67	道路橋床版防水便覧	日 本 道 路 協 会	H19. 3
68	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日 本 道 路 協 会	S62. 1
69	鋼構造架設設計施工指針〔2012年版〕	土 木 学 会	H24. 6
70	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土 木 学 会	H 5. 3
71	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土 木 学 会	H 5. 7
72	・橋の美 I -道路橋景観便覧 ・橋の美 II -道路橋景観便覧 ・橋の美 III -橋梁デザインノート	日 本 道 路 協 会	S52. 7 S56. 6 H 4. 5
73	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説（平成20年改訂版）	日 本 道 路 協 会	H20. 10
74	道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	日 本 道 路 協 会	H15. 11
75	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H13. 10
76	道路トンネル維持管理便覧【本工編】（改訂版）	日 本 道 路 協 会	H27. 6
77	道路トンネル維持管理便覧【付帯施設編】（改訂版）	日 本 道 路 協 会	H28. 11
78	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日 本 道 路 協 会	H21. 2
79	道路トンネル安全施工技術指針	日 本 道 路 協 会	H 8. 10
80	シールドトンネル設計・施工指針	日 本 道 路 協 会	H21. 2
81	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H13. 9
82	舗装設計施工指針 平成18年版	日 本 道 路 協 会	H18. 2
83	アスファルト舗装工事共通仕様書解説（改訂版）	日 本 道 路 協 会	H 4. 12
84	舗装設計便覧 平成18年版	日 本 道 路 協 会	H18. 2
85	舗装施工便覧 平成18年版	日 本 道 路 協 会	H18. 2

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
86	アスファルト混合所便覧（平成8年版）	日 本 道 路 協 会	H 8. 10
87	舗装再生便覧 平成22年版	日 本 道 路 協 会	H22. 11
88	砂利道の歴青路面処理指針	日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会	S59. 9
89	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針（案）	日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会	S61. 9
90	舗装再生便覧	日 本 道 路 協 会	H22. 11
91	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	S57. 7
92	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	H27. 3
93	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29. 3
94	道路設計要領	国土交通省中部地方整備局	H20. 12 H26. 3
95	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	N E X C O	H29. 7
96	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年度	国 土 交 通 省	H27. 3
97	併用軌道構造設計指針	日 本 道 路 協 会	S37. 5
98	舗装性能評価法―必須および主要な性能指標の評価法編―	日 本 道 路 協 会	H25. 4
99	舗装性能評価法―必要に応じ定める性能指標の評価法編―	日 本 道 路 協 会	H20. 3
100	道路維持修繕要綱（改訂版）	日 本 道 路 協 会	S53. 7
101	舗装調査・試験法便覧（全4分冊）	日 本 道 路 協 会	H31. 3
102	道路震災対策便覧（震前対策編）平成18年度改訂版	日 本 道 路 協 会	H18. 9
103	道路震災対策便覧（震災復旧編）平成18年度改訂版	日 本 道 路 協 会	H19. 3
104	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日 本 道 路 協 会	H23. 1
105	落石対策便覧	日 本 道 路 協 会	H29. 12
106	道路緑化技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H28. 3
107	道路土工構造物技術基準	国 土 交 通 省	H27. 3
108	道路土工構造物技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H29. 3
109	道路防雪便覧	日 本 道 路 協 会	H 2. 5
110	共同溝設計指針	日 本 道 路 協 会	S61. 3
111	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）	道路保全技術センター	H 6. 3
112	共同溝耐震設計要領（案）	建 設 省 土 木 研 究 所	S59. 10
113	キャブシステム技術マニュアル（案）解説	開 発 問 題 研 究 所	H 5. 8
114	防護柵の設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H28. 12
115	車両用防護柵標準仕様・同解説	日 本 道 路 協 会	H16. 3
116	道路標識設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S61. 1
117	視線誘導標設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S59. 10
118	道路照明施設設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H19. 10
119	道路・トンネル照明器材仕様書	建 設 電 気 技 術 協 会	H28. 3
120	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）	国 土 交 通 省	H27. 3
121	道路反射鏡設置指針	日 本 道 路 協 会	S55. 12
122	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日 本 道 路 協 会	S60. 9
123	道路標識ハンドブック（2012年版）	全 国 道 路 標 識 ・ 標 示 業 協 会	H25. 2
124	路面表示ハンドブック	全 国 道 路 標 識 ・ 標 示 業 協 会	H25
125	駐車場設計・施工指針 同解説	日 本 道 路 協 会	H 4. 11
126	料金徴収施設設置基準（案）・同解説	日 本 道 路 協 会	H11. 9
127	（補訂版）道路のデザイン 道路デザイン指針（案）とその解説	日 本 み ち 研 究 所	H29. 11
128	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日 本 み ち 研 究 所	H29. 11
129	平成21年度道路環境センサ調査要領	道 路 局 地 方 道 環 境 課、 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	H21. 6
130	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日 本 道 路 協 会	H19. 1
131	道路防災総点検要領〔豪雨・豪雪等〕	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8. 8

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発 行 年 月
132	道路防災総点検要領 [地震]	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8. 8
133	防災カルテ作成・運用要領	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8.12
134	道路防災点検の手引 [豪雨・豪雪等]	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H19. 9
135	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領 (案)	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課	H16. 3
136	橋梁定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課	H31. 3
137	道路土工構造物点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課	H30. 6
138	舗装点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課	H29. 3
139	道路トンネル定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課	H31. 3
140	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課	H31. 3
141	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日 本 道 路 協 会	H30. 9
142	橋梁における第三者被害予防措置要領 (案)	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課	H28.12
143	ずい道等建設工事における換気技術指針	建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会	H24. 3
144	道路管理施設等設計指針 (案) 道路管理施設等設計要領 (案)	日 本 建 設 機 械 施 工 協 会	H15. 7
145	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省 道 路 局	H25. 7
146	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国 土 交 通 省 都 市 局 ・ 道 路 局	H28. 3
147	ラウンドアバウトマニュアル	交 通 工 学 研 究 会	H28. 4
148	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国 土 交 通 省 道 路 局 警 察 庁 交 通 局	H28. 7
[4] 電 気 ・ 機 械 ・ 設 備 等			
1	日本電機工業会 (J E M) 規格	日 本 電 機 工 業 会	—
2	(解説) 電気設備の技術基準	経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院	H28. 9
3	内線規程 JEAC 8001-2018	日 本 電 気 協 会	H28.10
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成31年版	国 土 交 通 省	H30. 3
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建 設 電 気 技 術 協 会	H30. 9
6	建築設備設計基準 平成30年版	国 土 交 通 省	H30. 3
7	公共建築工事標準仕様書 [電気設備工事編] 平成 31 年版	国 土 交 通 省	H31. 3
8	公共建築工事標準仕様書 [機械設備工事編] 平成 31 年版	国 土 交 通 省	H31. 3
9	公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成 31 年版	国 土 交 通 省	H31. 3
10	公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 平成 31 年版	国 土 交 通 省	H31. 3
11	電気設備工事監理指針	公 共 建 築 協 会	H28.10
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建 設 電 気 技 術 協 会	H12. 3
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 3
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準 (案) ・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 3
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H25. 3
16	電気通信施設設計要領・同解説 (電気編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H29. 9
17	電気通信施設設計要領・同解説 (通信編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H29.11
18	電気通信施設設計要領・同解説 (情報通信システム編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H30. 1
19	雷害対策設計施工要領 (案) ・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会	H18.11
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説 (電力設備編)	建 設 電 気 技 術 協 会	H18.11
21	機械工事塗装要領 (案) ・同解説	国 土 交 通 省	H22. 3
22	機械工事共通仕様書 (案)	国 土 交 通 省	H29. 3
23	機械工事管理基準 (案)	国 土 交 通 省	H29. 3
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル (案)	国 土 交 通 省	H27. 3
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル (案)	国 土 交 通 省	H27. 3
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル (案)	国 土 交 通 省	H30. 3
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル (案)	国 土 交 通 省	H28. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔5〕 土地改良関係			
1	土地改良事業計画設計基準・計画	農業農村工学会	—
2	土地改良事業計画設計基準・設計	農業農村工学会	—
3	土地改良事業計画指針	農業農村工学会	—
4	土地改良事業設計指針	農業農村工学会	—
5	よりよき設計シリーズ ここが知りたいQ&A	農業農村整備情報総合センター	H15. 3
6	頭首工の魚道	農業農村工学会	H26. 3
7	鋼構造計画設計技術指針 水門扉編	農業土木事業協会	H21. 3
8	鋼構造計画設計技術指針 小型水門扉編 利用の手引き	農業土木事業協会	H22. 3
9	鋼構造計画設計技術指針 小水力発電設備編	農業土木機械化協会	S61. 4
10	鋼構造計画設計技術指針 除塵設備編	農業土木事業協会	H18. 3
11	電気設備計画設計技術指針 高低圧編	農業土木機械化協会	H19. 3
12	電気設備計画設計技術指針 特別高圧編	農業土木機械化協会	H20. 3
13	ゴム布引製起伏堰施設技術指針	農業土木事業協会	H19. 3
14	高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	農業土木事業協会	H18. 3
15	バルブ設備計画設計技術指針	農業土木事業協会	H20. 3
16	農業用施設機械設備更新技術及び保全技術の手引き	農業土木事業協会	H18. 6
17	建築設備耐震設計・施工指針 2014年版	日本建築センター	H26. 9
18	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	公共建築協会	H 8.11
19	水管理制御方式技術指針 計画設計編	農業土木機械化協会	H25. 3
20	農業農村整備事業計画作成便覧	地球社	H15. 8
21	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	日本建築学会	H22. 2
22	農業農村工学ハンドブック	農業農村工学会	H22. 8
23	施設機械工事等施工管理基準	農業土木機械化協会	H19. 7
24	美の里づくりガイドライン	農林水産省農村振興局	H16. 8
25	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省農村振興局	H19. 6
26	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省	H21. 3
〔6〕 下水道関係			
1	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	国土開発技術	—
2	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全国陶管工業組合	—
3	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	硬質塩化ビニル協会	—
4	下水道推進工法の指針と解説	日本下水道協会	H17. 2
5	下水道施設の耐震対策指針と解説	日本下水道協会	H18. 8
6	下水道施設耐震計算例—管路施設編—	日本下水道協会	H13. 4
7	下水道施設耐震計算例—処理場ポンプ場編—	日本下水道協会	H14. 8
〔7〕 上水道関連			
1	水道施設設計指針(2012年版)	日本水道協会	H24. 7
2	水道施設耐震工法指針・解説(2009年版)	日本水道協会	H21. 7
3	水道用プレストレストコンクリート管設計施工指針・解説(1998年版)	日本水道協会	H10
4	水道維持管理指針(2006年版)	日本水道協会	H18. 7
5	水道用バルブハンドブック(1987年版)	日本水道協会	S62. 4
6	〇〇年度版 水道事業実務必携	全国簡易水道協議会	毎年改訂
〔8〕 工業用水道関係			
1	工業用水道施設設計指針・解説(2004年版)	日本工業用水協会	H16. 1
2	工業用水道維持管理指針(1993年版)	日本工業用水協会	H 5.10
3	工業用水道工事設計標準掛表(H17年度)	日本工業用水協会	H17. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔 9 〕 治山林道関係			
1	治山林道必携・設計積算編	日 本 治 山 治 水 協 会	—
2	林道規程—運用と解説—	日 本 林 道 協 会	H23. 8
3	林道必携（技術編）	日 本 林 道 協 会	H23. 8
4	民有林林道事業実施設計書作成基準	三 重 県	—
5	治山技術基準解説 総則・山地治山編	日 本 治 山 治 水 協 会	H21. 10
6	治山技術基準解説 保安林整備編	日 本 治 山 治 水 協 会	H12. 7
7	治山技術基準解説 地すべり防止編	日 本 治 山 治 水 協 会	H25. 10
8	治山技術基準解説 防災林造成編	日 本 治 山 治 水 協 会	H16. 12
9	三重県治山事業設計基準	三 重 県	—
10	森林土木木製構造物施工マニュアル	林 野 庁	—
11	民有林補助治山事業全体計画作成等要領	林 野 庁	H14. 6
〔 1 0 〕 自然公園関係			
1	自然公園等施設技術指針	環 境 省	H30. 5
2	自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）	環 境 省	H28. 4
3	自然公園等工事工種体系ツリー（自然公園編）	環 境 省	H28. 9
4	自然公園における法面緑化指針	環 境 省	H27. 10
5	自然公園における法面緑化指針解説編	環 境 省	H27. 10
6	光害対策ガイドライン	環 境 省	H18. 2

注意：最新版を使用するものとする。

表 3.1.2 成果物一覧表 (詳細設計)

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	堤防、護岸	胸壁	突堤	離岸堤	潜堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	付帯設備	摘要		
詳細設計	設計図	位置図	1:2500~:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		標準断面図	1:100または1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		縦断面図	V=1:50~1:100 H=1:200~:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		横断面図	1:50~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		本体構造詳細図	1:20~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		基礎工詳細図	1:20~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		付帯工詳細図	1:20~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		配筋図	1:50~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		土工図	1:100~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		仮設構造物詳細図	1:50~1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		数量計算書	数量計算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		設計報告書	基本事項検討書	基本事項検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・整理
			構造検討書	構造検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本体工、基礎工
景観検討書	景観検討書		—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件、詳細デザイン		
施工計画書	施工計画書		—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画、仮設計画		
ベース			○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-3版の着色			

第2章 交通現況調査

第1節 交通現況調査

第6201条 交通現況調査の種類

交通現況調査の種類は以下のとおりとする。

- (1) 交通量調査
- (2) 速度調査
- (3) 起終点調査
- (4) 交通渋滞調査
- (5) 駐車場調査

第2節 交通量調査

第6202条 交通量調査の区分

交通量調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 単路部交通量調査
- (2) 交差点部交通量調査

第6203条 単路部交通量調査

1. 業務目的

単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の実態を得ることを目的とする。

2. 業務内容

単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

第6103条方法書(案)の作成第2項(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 交通量観測

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査実施要綱 交通量調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。

(5) 照査

第6103条方法書(案)の作成第2項(9)に準ずるものとする。

(6) 報告書作成

第6103条方法書(案)の作成第2項(10)に準ずるものとする。

第6204条 交差点部交通量調査

1. 業務目的

- 5) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
 - 6) 主要材料、工事数量の総括
 - 7) 施工段階での注意事項・検討事項
3. 貸与資料
- 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。
- (1) 既設橋梁位置図
 - (2) 既設橋梁の設計成果
 - (3) 橋梁拡幅予備設計成果
 - (4) 道路線形計算書
 - (5) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
 - (6) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
 - (7) 道路拡幅設計報告書
 - (8) 地質調査報告書
 - (9) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
 - (10) 橋梁拡幅予備設計等設計協議資料
 - (11) 幅杭設計成果

第4節 橋梁補強設計

橋梁補強設計は、耐荷力あるいは地震時安全性の復元または向上を図る補強設計に適用する。なお、修復によって耐荷力あるいは地震時安全性の復元を図れる場合は、ここには含まないものとする。

第6808条 橋梁補強設計の区分

橋梁補強設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁補強予備設計
- (2) 橋梁補強詳細設計

第6809条 橋梁補強予備設計

1. 業務目的

橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工、基礎工及び上下部接続部について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁補強予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された橋梁構造、補強条件等設計施工上の基本的な条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

(4) 既設橋の照査

第8編 港湾・漁港編

第1章 港湾・漁港等設計業務等の総則

第1節 一般事項

第8101条 適用の範囲

本編第1章から第3章は、港湾、漁港・漁場（以下漁港等という）の調査業務、計画業務、設計業務に適用する。一般事項は本節の他、第1編共通編の項目を適用する。

第8102条 港湾局仕様書

- 1) 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 平成31年3月」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。
- 2) 港湾局仕様書を準用する場合においては、港湾局仕様書第1編第1章1-2用語の定義のうち、共通編第1102条で定義される用語で定義される用語と同一のものについては、共通編第1102条の定義を適用する。
- 3) 港湾局仕様書第1編第1章1-2用語の定義で定義される用語のうち、「調査職員」、「総括調査員」、「主任調査員」、「調査員」については、それぞれ共通編第1106条における「監督員」の定義を適用する。
- 4) 港湾局仕様書第1編第1章1-7 担当技術者の項目で定める事項については共通編第1109条を優先する。

第8103条 基準面

調査、計画、設計業務に用いる基準面は、特記仕様書の定めによる。特記仕様書に定めのない場合は監督員の指示によるものとする。

第8104条 業務管理

業務管理については、港湾局仕様書第1編第1章総則1-33を適用する。

第8105条 安全管理

安全管理については、本仕様書共通編第1章のほか、港湾局仕様書第1編第1章総則1-34を適用する。ただし、港湾局仕様書における「事故災害発生報告書」の項目については適用しない。

業種別	作業種別	作業における対象者			資格者認定基準
		契約条項 (届出者)	共通仕様書 (資格者)	検査要領 (立会者)	
補償コンサルタント	土地調査部門 ① 土地の権利者の氏名及び住所の調査 ② 土地の所在、地番、地目、面積並びに権利の種類及び内容の調査 ③ 土地境界確認等 [測量法第3条に規定する測量は含まない。]	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 補償コンサルタント登録規程により各登録部門で補償業務管理者として登録された者 ② (一社) 日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理者 ③ 物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士法により登録を受けた建築士事務所の建築士 ④ その他の資格者及び実務経験者 (1) 各補償業務に関し7年以上の実務経験者 (2) 補償業務全般の指導監督の実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験 (3) 各補償部門において、三重県が発注した補償業務に関して1年以上の実務経験を有する次の各号に該当する資格者 ア 土地調査部門 (測量と併せて発注する場合) 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士 イ 土地評価部門 不動産鑑定士 ウ 物件部門 (7) 木造建物調査及び木造特殊建物調査 1級、2級及び木造建築士 (1) 非木造建物調査又は移転工法及び予備調査 1級建築士 (7) 簡易な工作物及び立竹木調査 (用地測量と併せて発注する場合。ただし、積算業務を除く。) ※下線部の③及び④(3)が、令和元年10月1日の改正で廃止となります。ただし、経過措置として、令和4年3月31日まで は従前の規定である下線部も有効とします。
	土地評価部門 ① 土地評価のための同一状況地域の区分等 ② 残地等の損失補償の調査等 [不動産の鑑定評価は含まない。]	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
用地調査等	物件部門 ① 木造建物、一般工作物、立木等の損失の調査等 ② 木造建物若しくは非木造建物の特殊建物等の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	機械工作物部門 機械工作物の調査等 営業補償・特殊補償部門 ① 営業補償の調査等 ② 漁業権等の消滅等の調査等	管理技術者 (主任技術者) 管理技術者 (主任技術者)	主任技術者 主任技術者	主任技術者 主任技術者	
	事業損失部門 事業損失に関する調査等 補償関連部門 ① 意向調査、生活再建調査等 ② 補償説明等の調整等 ③ 事業認定申請図書の作成	管理技術者 (主任技術者) 管理技術者 (主任技術者)	主任技術者 主任技術者	主任技術者 主任技術者	

別表 2

登録部門と密接に関連のある部門（技術管理者）

登録部門	関連部門
道路部門	河川、砂防及び海岸・海洋部門、地質部門、トンネル部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門
河川、砂防及び海岸・海洋部門	道路部門、土質及び基礎部門、地質部門
下水道部門	地質部門
都市計画及び地方計画	造園部門
地質部門	道路部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、下水道部門
土質及び基礎部門	道路部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、鋼構造及びコンクリート部門
トンネル部門	道路部門、地質部門、土質及び基礎部門
鋼構造及びコンクリート部門	道路部門、土質及び基礎部門

※ 1. 三重県建設工事執行規則の施行に必要書類の様式を定める要綱第2号様式設計業務等委託契約書の契約条項にいう管理技術者（共通仕様書及び測量・調査・設計業務検査要領にいう管理技術者又は主任技術者を含む。）は、この資格者認定基準に該当する者とする。
 2. この資格者認定基準④(3)ア及びウ(ウ)の重複のみ例外とする。

注：下線部は、令和元年10月1日の改正で廃止となります。ただし、経過措置として、令和4年3月31日までは有効とします。

3. 上記の技術者の登録については、別に指定する期間に毎年1回届けなければならない。

4. 上記の登録に生じた場合には、2週間以内に届けなければならない。

この認定基準は平成9年4月1日から施行する。
 この認定基準は平成15年7月1日から施行する。
 この認定基準は平成20年1月1日から施行する。
 この認定基準は平成22年4月1日から施行する。
 この認定基準は平成24年4月1日から施行する。
 この認定基準は平成25年7月1日から施行する。
 この認定基準は平成27年4月1日から施行する。
 この認定基準は令和元年10月1日から施行する。

委託業務着手届

令和 年 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地
受注者

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

次の委託業務を着手しましたから届けます。

委託業務番号 及び 委託業務名	令和 年 月 日 第 分 号
委託業務施行 場 所	三重県 市 町 地内 郡
業務委託料	金 円
着手年月日	令和 年 月 日

経 歴 書

現住所 ○○県○○市○○町○○

氏名 ○○ ○○ 昭和○○年○○月○○日生

学歴 昭和○○年○○月 ○○校○○科卒業（最終学歴）

入社 平成○○年○○月 ○○株式会社

職歴 平成○○年○○月 ○○業務（最初に従事した業務）

平成○○年○○月 ○○業務（過去2～3年に従事した主な業務）

平成○○年○○月 ○○業務（最近従事した主な業務）

現在に至る

資格 平成○○年○○月 ○○士（○○部門）

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏名

印

- （注意）
- 1 職歴については、担当した業務職歴を記入すること。
 - 2 仕様書で資格が定められている場合は、「資格」欄に該当の資格を記入し、合格証明書（写）等を添付すること。

				監督員

業 務 計 画 書

令和 年 月 日

三重県知事 へ

受注者氏名

印

委託業務名 令和 年度

業務計画書について（提出）

三重県 _____ 共通仕様書第 ____ 条に基づき、業務計画書を提出します。

受理日 年 月 日

監督員 印

業 務 工 程 表

費目	工種	種別	単位	数量	令和												達成率	備考	
					月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
																	100%		
																	90		
																	80		
																	70		
																	60		
																	50		
																	40		
																	30		
																	20		
																	10		
																	0		

(注意) 変更の記載は、変更 —— (実線)

当初 (点線) とする。

三重県知事 へ

受注者 住 所
名 称
代表者氏名

再委託(変更等)申出書

令和 年 月 日付けをもって契約を締結した下記業務について、〇〇〇契約書
第〇条第〇項に基づき、業務を再委託したいので承諾されたい。

記

- 1 委託業務番号及び名称
- 2 再委託予定者の名称等 住 所
商号又は名称
代表者氏名
- 3 再委託業務の内容
(具体的に記載すること)
- 4 再委託する業務の契約金額(予定)
- 5 担当者氏名
- 6 再委託の必要性及び
再委託予定者を選定
した理由
- 7 再委託における業務の担当責任者

- (注意) 1 再委託予定者が2社以上の場合は、2～7を別紙に一覧表とすること。
2 3については、再委託者が担当する業務内容及び再委託業務の予定工期等を記入すること。
3 再委託の内容の変更、再委託の相手方の変更等を行う場合はその都度承諾を得るものとする。

三重県知事 へ

受注者 住 所
名 称
代表者氏名

再委託(変更等)申出書

令和 年 月 日付けをもって契約を締結した下記業務について、〇〇〇契約書
第〇条第〇項に基づき、業務を再委託したいので承諾されたい。

記

- 1 委託業務番号及び名称
- 2 再委託予定者の名称等 住 所
商号又は名称
代表者氏名
- 3 再委託業務の内容
(具体的に記載すること)
- 4 再委託する業務の契約金額(予定)
- 5 担当者氏名
- 6 再委託の必要性及び
再委託予定者を選定
した理由
- 7 再委託における業務の担当責任者

- (注意) 1 再委託予定者が2社以上の場合は、2～7を別紙に一覧表とすること。
2 3については、再委託者が担当する業務内容及び再委託業務の予定工期等を記入すること。
3 再委託の内容の変更、再委託の相手方の変更等を行う場合はその都度承諾を得るものとする。

				監督員

事 故 報 告 書

令和 年 月 日																
監督員 _____ あて																
_____ 現場代理人 _____ 印																
委託業務番号 _____ 委託業務名称 _____																
標記について、事故が発生しましたので報告します。																
記																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">商号又は名称</td> <td style="height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">代表者氏名</td> <td style="height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">登録番号</td> <td style="height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">営業所所在地</td> <td style="height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">施行場所</td> <td style="height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事故発生年月日</td> <td style="height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事故発生場所</td> <td style="height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事故の内容</td> <td style="height: 150px; vertical-align: top;"> ※事故の原因、状況、内容等について、詳細を記述する。 また、その説明資料として、写真、図面等を添付すること。 </td> </tr> </table>	商号又は名称		代表者氏名		登録番号		営業所所在地		施行場所		事故発生年月日		事故発生場所		事故の内容	※事故の原因、状況、内容等について、詳細を記述する。 また、その説明資料として、写真、図面等を添付すること。
商号又は名称																
代表者氏名																
登録番号																
営業所所在地																
施行場所																
事故発生年月日																
事故発生場所																
事故の内容	※事故の原因、状況、内容等について、詳細を記述する。 また、その説明資料として、写真、図面等を添付すること。															

電 子 媒 体 等 納 品 書

監督員

あて

受注者 住 所
氏 名

管理技術者氏名
現場代理人氏名

㊞

下記のとおり電子媒体及び電子化できなかった書類を納品します。

記

業 務 名	令和〇〇年度 〇〇業務委託			テクリス等登録番号	1234-56789
電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量	作 成 年 月 日	備 考
CD-R	700MB	部	3	20〇〇年〇〇月〇〇日	CD-Rは2枚/部です。

電子化できなかった書類名

(備考)

監督員	主任技術者

用地調査等業務日報

業務の名称		
施行期間	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
年月日	業務内容・必要事項	立会者
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		

(注) 内業については、主たる業務日を記載する。

第 号

身 分 証 明 書

受注者 住 所
名 称
役職及び氏名 (才)

上記の者は、設計業務等委託契約に基づき、委託業務を行う者であることを証明する。

委託業務番号及び名称

委託業務の施行場所

有 効 期 限 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

発 行 日 令和 年 月 日

発 行 者 住所
氏名 印

裏面記載事項

- 1 本証は、公印、日付のないものは無効とする。
- 2 有効期間を経過したとき、又は設計業務等委託契約書が解除されたとき等不要となった場合は、ただちに返還すること。
- 3 役職、氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
- 4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

監督員	主任技術者

工 損 調 査 等 業 務 日 報

業 務 の 名 称		
施 行 期 間	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
年 月 日	業 務 内 容 ・ 必 要 事 項	立会者
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		

(注) 内業については、主たる業務日を記載する。

設計業務報告書

(背)	字 の 大 き さ	(表)
令和〇〇年度 国道〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 詳細設計業務報告書	(小) → (大) → ← (小) (中) →	令和〇〇年度 国道〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇詳細設計業務 (契約名称とする) 報 告 書 令和 年 月 〇〇〇〇事務所 〇〇〇〇コンサルタント(株)

件 名	令和〇〇年度 〇〇設計業務委託		
設 計 箇 所	〇〇市〇〇町地内 No.〇〇~No.〇〇		
会 社 名	〇〇〇コンサルタント(株)		
T E L ・ F A X	□□□-□□□□-□□□□ ■■■-■■■		
管 理 技 術 者	△△ △△	照 査 技 術 者	
担 当 者	▲▲ ▲▲		
設 計 使 用 成 果	□□年度	▽▽予備設計	
	□□年度	▽▽路線測量	
	□□年度	▽▽地質調査	

報 告 書 目 録	
1 / 〇	設計概要
2 / 〇	現地調査結果
3 / 〇	〇〇の検討
4 / 〇	〇〇設計
5 / 〇	〇〇数量計算書
6 / 〇	施工計算書
7 / 〇	設計調書・チェックリスト
8 / 〇	設計打合せ・協議記録簿

(港湾・水産関係)

年 度	令和〇〇年度	図面番号		↑ ↓	10	↑ ↓	70
工 事 名				↑ ↓	15		
図面名称				↑ ↓	15		
縮 尺		単 位		↑ ↓	10		
設計年月日		組 数	全 枚	↑ ↓	10		
三重県 〇〇 事務所				↑ ↓	10		
← 20 →		← 30 →		← 20 →		← 30 →	
				← 100 →			

(単位：mm)

(農林関係)

工 事 名	令和〇〇年度 〇〇〇〇地区 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 (第〇回変更)			↑ ↓	10	↑ ↓	60
図 面 名				↑ ↓	10		
年 月 日				↑ ↓	10		
尺 度		図面番号	- /	↑ ↓	10		
会 社 名				↑ ↓	10		
事業(務)所名	〇〇 事務所			↑ ↓	10		
← 20 →		← 30 →		← 20 →		← 30 →	
				← 80 →			
				← 100 →			

(単位：mm)

ただし、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示又は承認を受けた場合は「三重県CALS電子納品運用マニュアル」によるものとする。